



令和8年度 京都府の最低賃金一覧表



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

京都労働局 労働基準部 賃金室

京都府最低賃金	時間額 1,180円 (令和8年11月16日発効)	京都府最低賃金（地域別最低賃金）は、京都府内のすべての使用者および労働者に適用されます。 パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態の別なく適用されます。
---------	--	---

【京都府特定（産業別）最低賃金】

令和8年度の京都府特定（産業別）最低賃金については、電気機械器具製造業最低賃金について今後改正審議の予定です。

輸送用機械器具製造業及び自動車（新車）小売業の2業種の最低賃金については、改正申出がありました。改正決定に至りませんでした。金属製品製造業、各種商品小売業及びはん用・生産用・業務用機械器具製造業最低賃金の3業種については、改正申出がありませんでした。当該5業種の最低賃金については、京都府最低賃金（時間額1,180円）を上回らないため、引き続き時間額1,180円が適用されます。

【中小企業・小規模事業者向け】最低賃金引上げに向けた支援策について

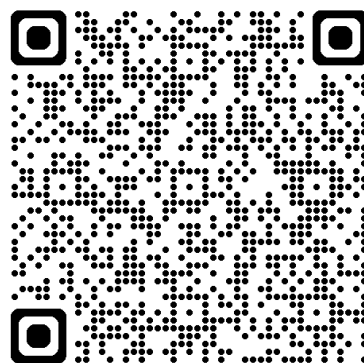
（1）賃金引き上げ特設ページ

厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るための情報を掲載する「賃金引き上げ特設ページ」を公開しています。

この特設ページには、①賃金引上げを実施した企業の取り組み事例、②各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能、③賃金引上げに向けた政府の支援策の紹介（業務改善助成金、キャリアアップ助成金ほか）など、賃金引上げのために参考となる情報が掲載されています。

（2）京都働き方改革推進支援センター

労働時間の短縮、非正規社員の待遇改善、労働関係助成金の活用など、働き方改革の実現や賃金引上げに向けて、特に中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な課題に対応するため、ワンストップ無料相談窓口として厚生労働省・京都労働局の委託事業として開設しています。



令和8年9月18日

○発効日当日の賃金から、上記の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
○支払賃金を最低賃金と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与等は除外します。

【最低賃金に関する特設サイト 必ずチェック 最低賃金 使用者も労働者も。】

<https://pc.saiteichingin.info/>

当該リーフレットのPDFデータは、京都労働局ホームページに掲載していますので、ご活用下さい。

◎お問合せ: 京都労働局労働基準部賃金室（電話：075-241-3215 FAX：075-241-3219）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

京都上労働基準監督署 TEL 075-462-5112

京都下労働基準監督署 TEL 075-254-3196

京都南労働基準監督署 TEL 075-601-8322

福知山労働基準監督署 TEL 0773-22-2181

舞鶴労働基準監督署 TEL 0773-75-0680

丹後労働基準監督署 TEL 0772-62-1214

園部労働基準監督署 TEL 0771-62-0567